

保育短時間認定における就労時間の 下限設定について

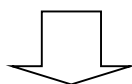
1 下限設定の法的根拠

・平成26年6月9日に、子ども・子育て支援法施行規則が公布

(抄) 子ども・子育て支援法施行規則（保育の必要性の認定基準）

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 以下、省略



・村上市において、「(仮称) 村上市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市町村が定める時間を定める〇〇」を制定する必要がある。

2 保育の必要性の認定に関する現行制度と新制度の比較

- ① 現行制度の入所判定では、「保育に欠ける」事由を判定する。長時間・短時間の区分は特に設けていないが、自治体ごとに定める判定基準で、「週〇日、1日当たり〇時間」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定している例が多い。
- ② 新制度では、「保育の必要性」の事由を認定する。保育の必要性で「保育標準時間」（主にフルタイム就労を想定）及び「保育短時間」（主にパートタイム就労を想定）の2区分に分けて認定する。

3 新制度における保育標準時間・保育短時間の認定区分について

| 区分 | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
|-------------|--------------------|---|--------------------------------------|
| 保育必要量 | 1日あたり | 11時間(開所時間) | 8時間 |
| | 1ヶ月あたり | 平均275時間(最大292時間・最低212時間) | 平均200時間(最大212時間) |
| 就労時間の下限 | | 週あたり30時間程度(6時間週5日)を基本 (月換算120時間程度) | 1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の実情に応じて定める |
| 「保育の必要性」の事由 | ■就労 ■親族の介護・看護 | ○ | ○ |
| | ■上記以外(疾病・障害・求職活動等) | ○ | 現時点では不明 |
| 現行制度との関係 | | <p>・現行、就労時間の下限を「1ヶ月あたり48時間から64時間以上」以外に設定している場合は、保育の量的確保に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応する事を可能とする。</p> <p>・現在、保育所に入所している児童については市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講ずる。</p> | |

4 村上市の現行制度における 就労下限時間

村上市の現行制度における認可保育所入所要件では、就労下限時間は特に設定していない。

5 就労下限時間の設定に関する論点

【論点】 就労下限時間は48時間から64時間のうち、何時間に設定すべきか。

- ・就労下限時間を高く(64時間)設定すると、保育所に入所したくても就労時間が短い保護者は入所要件を満たさなくなってしまう。
- ・就労下限時間を低く(48時間)設定すると、一時保育の利用で足りる保護者でも入所要件を満たすことになってしまう。

6 村上市における母親の就労状況について

- ・ 就学前児童を持つ母親に対するアンケートの回答者数のうち、現在48時間以上64時間未満の就労をしている母親は
85人／回答者数1,049人（8.1%）
- ・ 現在就労していない方で48時間以上64時間未満の就労を希望している母親は
14人／回答者数88人（15.9%）

下限時間を高く設定した場合に入所できなくなってしまう世帯が存在

7 近隣市の状況について

- ・ 近隣では、現時点で未定としている自治体がほとんど。
- ・ 村上市の住民でも他市町村の認可保育所へ申し込むことができ、逆に他市町村の住民でも村上市の認可保育所へ申し込むことができる。＝ 広域入所
- ・ 下限時間に違いが生じると、A市町村では申し込めるのにB市町村では申し込めないという不整合が発生する。

8 村上市における就労下限時間（案）

村上市の新制度における保育短時間認定の就労下限時間は、
48時間としたい。（例：週3日・1日あたり4時間勤務・月4週の設定）

【理由】

- ・ 就労時間が短い保護者でも一時預かりの利用で足りるかどうかは保護者の選択次第。門戸は広く設定すべきである。
- ・ 広域入所においては近隣自治体と同じ時間設定とすることが望ましい。

【今後について】

- ・ 一時預かりの利用促進について 国の動向を踏まえて検討